

公的年金からの市県民税の引き落とし(特別徴収)について

■ 国税務課(☎65-6524)

公的年金からの特別徴収とは、年金保険者が市県民税を公的年金から差し引いて市に納入する制度で、新たに税負担が生じるものではありません。

○対象となる人

4月1日現在、65歳以上の年金受給者で、前年中の公的年金所得にかかる市県民税の納税義務がある人※法令等で定められる一定の要件を満たさない場合には、特別徴収の対象になりません。また、本人の申し出で、特別徴収を停止することはありません。

○対象となる市県民税額

公的年金所得にかかる市県民税額※給与所得や事業所得等にかかる市県民税額がある場合、別途、給与からの特別徴収、または納付書、口座振替で納めていただきます。

○引き落としされる年金

老齢基礎年金、または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等※障害年金および遺族年金等の非課税年金は対象外。

○徴収時期と徴収税額

今年度から新たに特別徴収となる人は、10月支給の年金から引き落としが始まります。【表1】

2年目以降の人については、4月・6月・8月の年金給付から前年度年税額の6分の1相当額ずつ(仮徴収額)徴収されます。10月以降の年金給付からは、年税額から仮徴収額を差し引いた残額が3回に分けて徴収されます。【表2】

※公的年金から差し引かれる市県民税額は、6月中旬に送付した「市民税・県民税納税通知書」等で通知しています。

○口座振替登録をおすすめします。

特別徴収の開始後、市県民税額の変更や市外への転出等により、特別徴収が中止される場合があります。改めて、要件を満たして特別徴収が再開されるまでの間は、ご自身で市県民税を納付する必要があります。市県民税の納め忘れを防ぐために、特別徴収の人も、口座振替の登録にご協力をお願いします。

【表1】平成30年度の市県民税額が6万円(年金所得のみ)で、新たに年金特別徴収が始まる人の場合

年金特別徴収が初年度の人					
納付月	6月	9月	10月	12月	翌2月
納税方法	ご自身で納付		年金特別徴収		
徴収税額の算出方法	年税額の1/4		年税額の1/6		
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

【表2】平成30年度の市県民税額が9万円(前年度年税額は6万円かつ年金所得のみ)で、すでに年金特別徴収されている人の場合

すでに年金特別徴収されている人(2年目以降の人)						
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	翌2月
納税方法	年金特別徴収(仮徴収)			年金特別徴収(本徴収)		
徴収税額の算出方法	前年度年税額の1/6			(平成30年度年税額-仮徴収額)の1/3		
税額	10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円	20,000円

不動産合同公売のお知らせ

■ 滞納整理課(☎65-6517)

市税等の滞納により差押えた不動産の公売を、滋賀県や他市町とともに不動産合同公売により実施します。

【とき】

10月16日(火)

9時30分～11時30分

【入札会場】

滋賀県湖東合同庁舎内 滋賀県消費生活センター 3階研修室(彦根市元町)

【参加資格】

国税徴収法で参加を制限されている人を除き、どなたでも参加できます。

※詳細は、市ホームページをご覧ください。なお、公売は中止になる場合があります。

10月28日(日)はゴミの持込みが可能です

■ 環境保全課(☎65-6513)

クリスタルプラザ、クリーンプラントおよび伊香クリーンプラザでゴミの持込みを受け付けていますので、ご利用ください。

◆受付時間

8時30分～12時、13時～16時30分

◆次回の持込み受付予定日

11月25日(日)

木造住宅の耐震化啓発セミナーを開催します

■ 開発建築指導課(☎65-6543)

長浜市総合防災訓練関連行事

木造住宅の耐震化を考えよう

地震防災の意識を高める場として、実際に被災された人の体験談や、木造住宅の耐震診断・補強方法など、将来に起こりうる大地震への対策の必要性を身近な問題として考え、木造住宅の耐震化に向けた啓発セミナーを開催します。

また、当日はセミナーのほかに、耐震改修個別相談会も開催します。建築の専門家が個別にお答えします。

【とき】

10月21日(日)

セミナー

9時45分～11時20分(9時15分受付開始)

個別相談会

11時10分～11時45分

びわ北小学校(益田町)

【定員】

セミナー 60人

個別相談会 若干人

【参加費】

無料

【対象】

住宅の耐震化に関心のある人

【申込み】

セミナーは不要。

個別相談会は事前に電話で担当課までお申し込みください。

問合せ・申込先

開発建築指導課

☎65-6543

ツキノワグマにご注意ください

■ 森林整備課(☎65-6526)

冬眠前のツキノワグマの出没が多くなる季節になりました。山際など生息域の近くでは次のことに気をつけましょう。

○早朝、夕刻の外出は控えましょう

ツキノワグマは、夕刻～早朝にかけて活発に活動すると言われています。このような時間帯での散歩やウォーキングなど、外出はできるだけ控えるようにしてください。

○外出の際には鈴などを携帯しましょう

ツキノワグマは、本来臆病な動物で、通常は人間を避けて行動していますが、不意に出会うと攻撃してくることがあります。外出や農作業等の際には鈴やラジオなどを付け、音で人がいることを知らせるとともに、できるだけ複数で行動してください。

○生ごみや放置果樹・野菜を除去しましょう

ツキノワグマは餌を求めて人里に出没することが多いことから、人家付近に引き寄せないためにも、家庭ごみや生ごみはケースに入れるなどして管理してください。また、収穫せず放置されている柿などの果樹や野菜は撤去してください。

○しっかりと戸締りをしましょう

ツキノワグマが建物に侵入しないよう、住宅や事業所はもちろん、空き家や納屋、物置などの戸は閉めてください。施錠ができれば、より安心です。



・ 木之本警察署
☎82-3021
・ 森林整備課
☎65-6526
・ 北部農林振興事務所
☎82-5902

クマ出没情報のメール配

信を長浜市のホームページから登録できますのでご利用ください。



▲登録はこちらから